

議員提出議案の概要

定例会最終日の3月18日に、議員提出議案6議案を上げし、提案理由の説明、質疑、討論、採決を行いました。

要旨については、次のとおりです。

なお、可決した意見書4議案は、関係機関に送付しました。また、会派別の議決結果については、3ページをご覧ください。

八潮市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

①目的

行財政改革の一環として、今日の市民の声にこたえ、議会としても議員定数の削減を図りたいため、議員定数を26人から24人に改めるものです。

②条例の施行日

平成17年9月4日に執行される「八潮市議会議員一般選挙」から適用されます。

八潮市議会議員政治倫理条例

①目的

八潮市議会議員（以下「議員」という。）の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めることにより、議員の政治倫理の確立を図り、もって市政に対する市民の信頼に配慮するとともに、公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とします。

②議員の責務

議員は、市民全体の代表者として、市政にかかわる権能と責務を深く自覚し、その使命を達成しなければなりません。また、議員は、政治倫理に反

する事実があるとの疑惑を持たれた場合には、その疑惑を解明し、責任を明らかにしなければなりません。

③倫理基準

議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければなりません。

- (1) 市が行う許可、認可又は請負その他の契約に関し、特定の企業、団体等のために有利若しくは不利な取引をしないこと。
- (2) 市が出資している法人及び補助金を交付している団体の請負その他の契約に関し、特定の企業、団体等のために有利若しくは不利な取引をしないこと。
- (3) 市職員の公正な職務執行を妨げ、その権限又は地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。
- (4) 政治活動に関し、政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附等の授受をしないこと。
- (5) 市職員の採用、昇任、異動に関して、特定の個人を推薦し、又は介入しないこと。
- (6) 常に市民全体の利益の追求をその指針として行動し、その地位を利用して金品を授受しないこと。

④条例の施行日

平成17年3月28日

「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める意見書

国においては、平成13年5月

の人権救済制度のあり方についての答申を踏まえ、「人権擁護法案」の審議をおこないました。しかし、この法案には、地方人権委員会の設置がないことなどから、平成15年10月の衆議院の解散により、自然廃案となりました。

しかしながら現在、わが国には、児童虐待などの人権侵害が惹起されています。このことから、人権侵害の被害者を救済する新しい制度の設置が強く求められているため、実効性のある「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を下記の通り強く要請します。

記

- ① 人権侵害被害の救済が迅速かつ効果的に実施されるように、都道府県ごとに地方人権委員会を設置すること。
- ② 人権委員会の独立性を確保するため、新たに設置する人権委員会は、内閣府の外局とすること。
- ③ 国や都道府県に設置される人権委員会には、女性問題や障がい者問題などの人権問題に精通した委員を選任すること。また、事務局についてもそれぞれの人権委員会が女性問題や障がい者問題などの人権問題に精通した人材を独自に採用すること。
- ④ 人権擁護委員会については、抜本的な制度改革を行い、国や都道府県に設置される人権委員会と十分連携を取りながら、地域での効果的な活動ができるようにすること。

国民健康保険制度等に関する意見書

現在、国では、保険者の再編・統合、新たな高齢者医療制度など医療保険制度の見直しを検討しているが、安定的な運営が可能となるよう、制度の抜本的見直しを、早期に図られることが必要です。

よって、下記の事項を実現されるよう強く要望します。

- ① 医療保険制度の改革について 医療保険制度の改革に当たっては、市町村の意見を十分尊重し、医療保険制度の一本化に向け、早急に見直しを行うこと。
- ② 財政基盤強化等について (1) 保険基盤安定制度及び財政安定化支援事業等の拡充を図ること。

記

- (2) 普通調整交付金における保険料収納割合による減額措置を撤廃すること。
- (3) 老人保健医療事業に係わる事務負担の増加に対して財政支援措置を講ずること。
- (4) 老人保健該当年齢の引き上げにより該当しなくなった者に係る医療費の財源について、十分な財政措置を講ずること。

③新たな都道府県負担の導入について

三位一体の改革に関する政府・与党合意で示された国民健康保険に係わる新たな都道府県負担の導入に当たっては、確実な税源移譲を行い都道府県の裁量度

を拡大するとともに、現行制度の負担割合の根幹を堅持すること。

④ 医療費適正化対策について 医療費の増大に対応するため、医療費適正化対策を充実強化するとともに、診療報酬体系及び薬価基準制度の見直しを推進すること。

⑤ 高齢者医療制度について 新たな高齢者医療制度が創設されるにあたり、国民健康保険の負担増とならないよう十分配慮すること。

発達障害児(者)に対する支援促進を求める意見書

発達障害児(者)に対する支援促進を求める意見書

発達障害児(者)に対する支援促進を求める意見書

発達障害児(者)に対する支援促進を求める意見書

発達障害児(者)に対する支援促進を求める意見書

発達障害児(者)に対する支援促進を求める意見書

発達障害児(者)に対する支援促進を求める意見書

発達障害児(者)に対する支援促進を求める意見書

発達障害児(者)に対する支援促進を求める意見書

発達障害児(者)に対する支援促進を求める意見書

児童クラブ)における発達障害児の受け入れと、指導員の養成・配置について支援すること。

④ 発達障害者のための雇用支援 コンサルタント・相談員等を配置すること。

⑤ 専門医の養成ならびに人材の確保を図ること。

⑥ 発達障害児(者)への理解の普及、意識啓発を推進すること。

「子どもの権利条約」に基づいた子どもの権利保障を求める意見書

日本が、国連の「子どもの権利条約」を批准・発効してから10年たちます。自治体には、子どもの権利に関する総合的な条例を制定しているところもあり

ますが、まだまだ日本全国に条例の精神が行き渡っていないと言いがたい状況です。今後、国及び地方自治体では、その普及・啓発に向けた取り組みを強める必要があると考えます。

国連・子どもの権利委員会から日本政府に対して出された勧告では、子どもオンブズパーソン制度の促進や、政策立案・決定過程への子ども参加の仕組みづくりが具体的な課題として提起されています。

よって本議会は、国及び地方公共団体において「子どもの権利条約」の趣旨を最大限尊重し、子どもの権利保障を求める仕組みづくりに取り組むよう求めます。

よって本議会は、国及び地方公共団体において「子どもの権利条約」の趣旨を最大限尊重し、子どもの権利保障を求める仕組みづくりに取り組むよう求めます。

よって本議会は、国及び地方公共団体において「子どもの権利条約」の趣旨を最大限尊重し、子どもの権利保障を求める仕組みづくりに取り組むよう求めます。

よって本議会は、国及び地方公共団体において「子どもの権利条約」の趣旨を最大限尊重し、子どもの権利保障を求める仕組みづくりに取り組むよう求めます。

よって本議会は、国及び地方公共団体において「子どもの権利条約」の趣旨を最大限尊重し、子どもの権利保障を求める仕組みづくりに取り組むよう求めます。